

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員行方不明 |
| 発生日時 | 平成27年9月28日 05時55分ごろ |
| 発生場所 | 福島県相馬市鵜ノ尾 ^{うの} 尾 ^お 崎東南東方沖 鵜ノ尾崎灯台から真方位102° 3.3海里（M）付近 （概位 北緯37° 48.7′ 東経141° 03.3′） |
| 事故の概要 | 漁船 ^{たいゆう} 大雄丸は、北北東進中、甲板員1人が落水して行方不明となった。 |
| 事故調査の経過 | 平成27年9月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 大雄丸、6.5トン FS2-3121（漁船登録番号）、個人所有 13.50m（Lr）×3.24m×1.28m、FRP ディーゼル機関、502kW、平成7年2月 第210-40607号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年3月3日 免許証交付日 平成25年8月26日 （平成31年3月3日まで有効） 甲板員A 男性 64歳 |
| 死傷者等 | 行方不明 1人（甲板員A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1.0m、水温 約21℃ |
| 事故の経過 | 本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、平成27年9月28日05時00分ごろ、しらす刺し網漁を行う目的で鵜ノ尾崎東方沖の漁場に向け、相馬市相馬港を出港した。 船長は、約18～19ノットの対地速力で鵜ノ尾崎東南東方沖を北北東進しながら魚群探索を行い、操業水深を決定して甲板員2人に漁具の調整作業を指示した。 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>本船は、甲板員Aが船尾甲板の左舷側で、甲板員Bが同甲板の右舷側で、それぞれ浮きに繋がれたロープの長さを調整する作業を行っていた。</p> <p>船長は、05時55分ごろ、操舵室で操船中、船尾方からドスンという物音を聞いて振り返ったところ、船尾甲板の左舷側に積んでいた漁網が船尾端から海中に流れ出ており、甲板員Aがいないことに気付いた。</p> <p>船長は、甲板員Aが落水したものと思い、直ちに機関を中立にして惰力で前進しながら船尾方の海面を確認するとともに、甲板員Bに甲板員Aが浮いていないか確認するよう指示したが、甲板員Bから見えないと返答があった。</p> <p>船長は、甲板員Aの姿が見えないので、漁網を巻き揚げて船尾甲板に積み込んだところ、漁網に長靴の片方が絡まっており、付近海面に甲板員Aがかぶっていた帽子が浮いているのを認めた。</p> <p>船長は、無線で福島県漁業無線局に本事故の発生を連絡し、本船を反転させて落水場所付近に戻り、甲板員Aの捜索に当たった。</p> <p>甲板員Aは、本船、来援した僚船、海上保安庁の船艇及び航空機による捜索が行われたが発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 船尾甲板、写真3 操舵室から見た船尾甲板左舷側 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、魚群探索を行いながら操船を行っており、また、甲板員Bは自身の作業を行っていて、甲板員Aが落水した状況を見ていなかった。</p> <p>漁網は、長さ約80間(約145m)で、甲板員Aがいないことに気付いて停船したときには、約半分の長さが海中に流れ出ていた。</p> <p>船長は、航行中に船尾甲板に積んでいる漁網が船体動揺等により海中に落下することが稀にあるので、船尾方からの物音を聞いた時、漁網が落下して錘等が舷縁に当たっているものと思った。</p> <p>船長は、落下した漁網が中間部分から流れ出ていたので、船体動揺等による落下とは違うと本事故後に思った。</p> <p>浮きに繋がれたロープの長さを調整する作業は、船尾端から約1～2m船首側で行っており、舷外に身体を乗り出すような作業ではなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、気象及び海象が良好であり、作業に支障となる船体動揺を感じていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、船尾甲板の船尾端付近で甲板員Aの義歯の欠片を発見した。</p> <p>船長は、甲板員Aに、持病がなく、本事故の数日前から飲酒していなかったことを知っており、身体の不調などがあるように感じていなかった。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>甲板員Aは、漁船員として約50年の経験があり、平成10年ごろから船長と共に乗り組む場合は甲板員として乗船し、2艘引き網漁を行う際にはもう1隻の漁船に船長として乗り組んでいた。</p> <p>船長及び甲板員Aは、2艘引き網漁等で単独で乗り組んで作業する場合には必ず救命胴衣を着用していたが、本事故当日は3人が乗船していたので、いずれも救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、カップズボン及びジャンパーを着用し、帽子をかぶり、作業用手袋をして長靴を履いていた。</p> <p>甲板員Aは、泳ぐことができた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、鵜ノ尾埼東南東方沖を北北東進中、甲板員Aが落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、引き揚げた漁網に長靴が絡まっていたこと、及び船尾甲板の船尾端付近で義歯の欠片が発見されたことから、漁網に身体の一部が絡まって引きずられ、漁網と共に落水した可能性があると考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、鵜ノ尾埼東南東方沖を北北東進中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板作業を行う際は、漁具等の整理整頓に努め、漁具等の上に乗らないなど、足元の状況に注意すること。 ・甲板上で漁労作業を行う場合は、命綱又は作業用救命衣を着用することが望ましい。 |

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



写真2 船尾甲板



写真3 操舵室から見た船尾甲板左舷側



甲板員Aが作業していた場所